

屋台に対する意見～景観の立場から～

肯定するポイント

1. 屋台は、福岡の夜間景観を演出する重要な要素である。

- ・職住近接型のコンパクトシティであるからこそ可能な、深夜までの時間帯を健康的に楽しむことができる。
- ・東京では12時頃になると街が寂しくなるが、福岡は夜が長い。
- ・食事をして、飲んでから、さらに三次会までを楽しむことができる。
- ・出張者は、昼の間は仕事をし、夜に交流し、やっとひと息つけるのが屋台である。
- ・時間を密度高く使うために有効かつ不可欠な空間である。
- ・夜間の安全を見守る役割も果たしている。

2. 福岡は、地域による役割分担が明確である。

- ・ビジネス、商業、住居、歓楽街、港湾機能など、地域の役割分担が明確である。
- ・屋台がある場所は、歓楽街や閉店後の街路、港湾機能に隣接した場所などである。
- ・異なる機能で空間を有効に活用し、相互の共存が可能である。

3. 屋台ではひとりでも気楽に楽しむことができる。

- ・福岡は、独身者、女性、単身派遣者などが多い。
- ・福岡は人口の入れ替わりが激しい都市である。
- ・屋台は、このような人々をサポートする役割がある。
- ・屋台にはひとりで入ることができ、価格の目安も明確で、安心して楽しむことができる。
- ・家族や来訪者とともに関西の名物として楽しくすごすことができる。
- ・屋台を無くすれば、代替機能をつくることは難しい。

4. 屋台での近い距離でのコミュニケーションは大切な財産である。

- ・狭い空間に知らない者同士が隣り合っても、すぐに会話がはずむ。
- ・一般店舗では考えられない独特のコミュニケーションが可能な空間である。

5. 屋台の価格は安い。

- ・土地代や土地の税金を払っている一般店舗に対して不公平感があるが、価格の安さは市民に還元されているとの見方もできる。
- ・投機により地価が高くなるなどの原因により、若者対象の店が成り立たなくなり、若者の滞留空間が移動している現象があるが、屋台は減少しているとはいえ長く続いている。
- ・道路使用料を上げると価格も高くなり、魅力がなくなる。しかし、適正な管理や環境整備、更新のための資金プールなどが必要である。

解決したいポイント

1. 夜間景観を乱している場合がある。

- ・一定の大きさからはみ出した屋台。
- ・通行帯を確保していない屋台。搬送車両を歩道上に置きっ放しにしている屋台。
- ・乱雑に置かれた調理器具等。

2. 屋台が更新されていない。

- ・30年ほど前に設計を調整して新調したまま、一部の手直しだけで今に至っている。
- ・完成度の高い姿であることを実証しているが、いかんせん老朽化している。
- ・風情を残しながら更新する必要がある。リヤカーの形態が適切か？エアコンの可能性は？太陽光利用の可能性は？など。

3. 夜間景観を演出する方法は屋台ばかりではない。

- ・海外の例を見ると、夜間に水辺に出店が出たり、広場を活用している例がある。
- ・屋台をまとめる方法には反対だが、現状の場所だけが適切な場所ではない。
- ・公開空地を地域に開放するとか、夏期限定で公園を開放するなどの方法も検討し、市民にとってより良い方法を考える必要がある。
(例：中洲祭のように地域関係者が屋台を出す方法もある)

4. 従業員のマナーが低下している。

- ・アルバイトと思われる従業員の接客が、以前からの節度を持った経営者とは異なる。気持ちよく飲食できる空間を維持しなければならない。

5. 生ものを出している屋台がある。

- ・生ものは屋台にふさわしくない。
- ・屋台に適切なメニューを再確認する必要がある。

6. 一般店舗でも屋外を楽しむことはできないか。

- ・一般店舗でも、オープンカフェなど、路上や公開空地などを利用する方法を検討したい。
- ・指定管理者制度の活用などにより、地域の一般店舗による活動を可能にしたい。

7. 昼に休憩スペースが少ない。

- ・福岡は、昼に休憩できるスペースが少ない。
- ・地域運営団体等による市民サービスとして「屋台屋バージョン」を計画できないか。
(例：ソウルでは共通形態のワゴンボックススタイルの屋台がある)

8. 障がい者対策は緊急の課題である。

- ・黄色い点字ブロックを塞いでいたり、車椅子が通れない、などは言語道断。
- ・障がい者が屋台を利用できるようにする配慮も必要。

9. 相互保障制度などはあるか。

- ・食中毒やトラブル、事故などがあった時の相互保障制度はあるか？
- ・信頼づくりのために、屋台全体としてさまざまな努力をする必要がある。

10. 市は適切にチェック、指導をしているか？

・ 屋台を維持するためのトイレ整備や保健上のチェックなど、市は一応の努力をしているが、

乱れている状況や不適切な行為などを十分にチェック、指導をしていない。

・ 組合は、利益を共有する団体であるために、十分に管理できない性質がある。

・ 市は、道路等を使用させる管理者としての責任を明確にし、適切な指導をすべきである。

11. 違反者に対する罰則を明示する必要がある。

・ 違反者に対して、許可の取り消し、停止、罰金、公表などの対策を示す必要がある。

12. 公共スペースは基本的に市民のためのもの。

・ 道路や公共スペースは、基本的な目的があり、余裕がある所は少ない。

・ 目的を損ねず、そこをさらに有効に活用するためには、市民のための公益的な意味を深く考える必要がある。

